

報道関係者 各位

平成23年6月7日

大臣官房人事課

調査官 弓 信幸 (7082)

大臣官房総務課

課長補佐 竹野 佑喜 (7982)

政策統括官付労働政策担当参事官室

室長補佐 渡邊 由美子 (7726)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3502)6708

厚生労働省節電実行計画の策定

～昨年ピーク比 25%抑制を目標に取り組みます～

夏期の電力需給対策として、厚生労働省自身の節電実行計画を策定しました。5月13日の電力需給緊急対策本部において定められた「政府の節電実行基本方針」を踏まえて定めたものです。

【計画のポイント】

- 可能な限りの施設で昨年比 25%以上の抑制を目指す。具体的には、
 - ・大口需要の施設等では、政府目標（15%）を大幅に上回る 25%の抑制を目指す。
（例）中央合同庁舎第5号館（本省）、国立感染症研究所
 - ・小口需要の施設では、可能な限り 20～25%の抑制を目指す。
（例）国立感染症研究所（ハンセン病研究センター）、労働委員会会館
 - ・電気事業法に基づく制限緩和が認められる施設等であっても、極力、高い目標を掲げて節電に取り組む。
（例）国立障害者リハビリテーションセンター 20%
岩手・宮城・福島以外の被災地の公共職業安定所 10%
- 節電の取組の一環として、スーパークールビズを実施する。

※実施期間：7月1日～9月末日

別添：厚生労働省節電実行計画

厚生労働省節電実行計画について

1. 基本的な考え方・目標

可能な限りの施設で「25%」抑制を目指すこととする。

- ・大口需要の施設(契約電力500kW以上)、研究施設等については、政府目標を大幅に上回る25%の抑制
(例) 厚生労働省本省(中央合同庁舎第5号館)、国立感染症研究所
- ・小口需要の施設(契約電力500kW未満)については、可能な限り25%又は20%の抑制
(例) 国立感染症研究所(ハンセン病研究センター)、労働委員会会館
- ・電気事業法に基づく規制緩和が認められる施設等であっても、極力、高い目標を掲げて節電に取り組む
(例) 国立障害者リハビリテーションセンター 20%
岩手・宮城・福島以外の被災地の公共職業安定所 10%

- 「使用最大電力の大幅な抑制」(ピーク対策)のみならず、「ピーク期間・時間帯を通じた使用電力量の抑制」や「関係機関における使用電力の抑制」を目指す。
- このため、「庁舎・施設管理における電力使用の抑制」、「業務の見直し」、「働き方の見直し・勤務形態の弾力化」による節電対策に取り組む。

2. 具体的な取組

冷房運転の見直し
～確実なピークカット～

○冷房の抑制運転、ピーク時シフト

使用電力の大きな冷房運転の見直しにより、確実なピークカット

照明・OA機器等の使用抑制
～オフィスの省電力化～

○照明の間引き、LED手元照明の導入
○パソコンのスリープモード活用、プリンタの使用抑制
○稼働エレベーターの大幅削減

照明・OA機器等の使用抑制によりオフィスの省電力化

業務のシフト
～時期・地域をシフト～

○会議、検査、監査等の実施時期・場所の変更
○研修の開催時期を変更し、研修施設の利用停止
○職員の一斉休暇取得により、研究所を閉庁（1週間以上）

業務のシフトを行い、関係機関を含む使用電力の抑制

働き方の見直し
～勤務形態を柔軟に～

○残業の徹底的な縮減
○早出遅出勤務、在宅勤務の奨励
○地方支分部局での勤務を許可
○2週間の連続休暇取得

働き方の見直しにより使用電力総量のカット

節電を促進するために

○スーパークールビズの実施
○電力使用状況を職員へ周知（本省・1日3回）

（参考）上記のような取組により、本省（中央合同庁舎第5号館）では、昨年のピーク値5184kWに対し、冷房で約510kW、照明で約360kW、OA機器、エレベーター等で約420kWの抑制。

厚生労働省節電実行計画

平成23年6月7日

厚生労働省

政府の節電実行基本方針（平成23年5月13日、電力需給緊急対策本部決定）に基づき、厚生労働省が自ら実行する具体的な節電対策に関する計画を以下のとおりに定める。

I. 基本的考え方

東日本大震災に伴う東京電力及び東北電力管内の電力の需給ギャップに対処するため、政府は「夏期の電力需給対策の骨格」（4月8日 電力需給緊急対策本部決定）及び「夏期の電力需給対策について」（5月13日 電力需給緊急対策本部決定）に基づき、官民が一体となって需要抑制に取り組むこととしているところである。

厚生労働省は、これまで、地球温暖化防止や省エネルギーの観点から、空調温度設定の適正化や照明の減灯等に積極的に取り組んできたところであり、今般の状況においても、災害対策等の行政需要の増大に的確に対応しつつ、厚生労働省の施設における節電に向けた対策を率先して実施する。

II. 目標及び対象施設

厚生労働省は、東京電力管内及び東北電力管内の需要施設について、ピーク期間・時間帯（※）における使用最大電力を基準電力値（kW）に比して大幅な抑制を目指すとともに、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組むこととする。

加えて、業務の実施時期の変更等により関係機関における使用電力の抑制を促進することとする。

（※）平成23年7～9月（平日）の9時～20時

具体的には、

- 大口需要の施設（契約電力が500kW以上）、研究施設等については、政府目標を大幅に上回る25%の抑制を目指すこととする。
- 小口需要の施設（契約電力が500kW未満）については、可能な限り25%又は20%の抑制を目指すこととする。
- 使用電力の大幅な抑制が困難な小規模施設については、15%の抑制を目指すこととする。
- 電気事業法等に基づく制限緩和が認められる施設であっても、極力、高い目標を掲げて

節電に取り組む。

- 民間ビルや合同庁舎にテナントとして入居する施設の数値目標については、原則として需要施設全体の目標値と同一とするが、当該施設専有部分では目標値にとらわれず最大限の取組を実施することとする。

※ 詳細については「別表」参照。

Ⅲ. 実施期間

本計画の実施期間は、平成 23 年 7～9 月とする。

Ⅳ. 具体的取組

厚生労働省では、「使用最大電力の大幅な抑制」のみならず「ピーク期間・時間帯を通じた使用電力量の抑制」や「関係機関における使用電力の抑制」を推進するため、「業務の見直し」、「働き方の見直し・勤務形態の弾力化」及び「庁舎・施設管理における電力使用の抑制」に関する取組を総合的に実施することとする。

こうした各種取組を東京電力管内及び東北電力管内の施設において推進することにより、大幅な電力需要の抑制を図るものである。

第 1 業務の見直し

1 会議・研修等の開催時期の変更等による施設利用の停止

- 厚生労働省施設等機関の研修施設において実施する研修について開催時期の変更等を行い、研修施設の利用を停止
- 全国会議等について開催時期の変更等を行い、講堂の利用を停止
- 会議室を使用する会議、研修等について原則として開催時期の変更等を行うこととし、会議室の利用を抑制

2 業務の休止、実施時期の変更等

- 統計調査や業務統計等におけるシステムを利用した集計等について、実施時期の変更又は作業方法の見直しによりシステム利用を縮減
- 東京電力及び東北電力管内での監査・監察、指導業務等について、東京電力及び東北電力管外に

おける集中的な実施に変更、実施時期等を変更

- 東京電力及び東北電力管内に所在する特例民法法人に対する定期検査について、実施時期等を変更
- 東京電力及び東北電力管内の厚生労働省施設で実施する健康診断について、実施時期等を変更
- 厚生労働省省内献血について、献血車の自家発電を利用
- 東京電力及び東北電力管内の検疫所、検査センターで実施している検査の一部を東京電力及び東北電力管外の検疫所、検査センターに振り分け
- 厚生労働省施設等機関の研究所における不急の研究について、中止又は実施時期を変更

3 施設の閉鎖等

- 厚生労働省施設等機関の研究所について、職員全員の休暇の一斉取得の促進等による1週間以上の閉庁を実施
- 緊急対応を要する検査業務等の観点から閉鎖が困難な厚生労働省施設等機関の研究所については、職員の休暇の一斉取得の促進等により1週間程度、電力使用を閉庁時相当に抑制

第2 勤務形態の弾力化・休暇の取得促進

1 始業・終業時間の弾力化

- 早出遅出勤務の利用条件を緩和し、早出遅出勤務を奨励

2 残業の徹底的な縮減、無駄な居残りの撲滅

- 職員の業務量の適切な管理、業務の見直し、業務負担の平準化、無駄な居残りの撲滅等により、一人当たりの勤務時間を縮減

3 東京電力及び東北電力管外における勤務の促進

- 現在の勤務地以外においても業務の遂行が可能な場合には、東京電力及び東北電力管外の厚生労働省地方支分部局における勤務を許可
- モバイルパソコンを使用しない業務について在宅勤務を可能とする等により、東京電力及び東北電力管外の職員の実家等における在宅勤務を促進

4 長期の夏季休暇の取得促進

- 2週間の連続休暇又は2度の1週間の連続休暇の取得を促進するとともに、長期休暇期間中における電力需要の抑制に配慮した家庭生活を奨励

第3 庁舎・施設管理における電力使用の抑制

1 基礎的な電力使用の抑制

- 統計調査や業務統計等におけるシステムを利用した集計等について、実施時期の変更又は作業方法の見直し等によりシステム利用を縮減
- システムの一部機能の停止・縮小稼働、サービスレベルの見直し
- エレベーターの稼働台数を大幅に縮減し、近隣階への階段利用の奨励
- セキュリティーゲートの縮減
- 中水道設備について、汚水の発生量に留意しつつ平日の運転時間を一部制限

2 空調機械の抑制運転

- 冷房の稼働方法の見直しにより、稼働初期の使用最大電力をピーク時間帯（9時～20時）以前へシフト。定常運転時における抑制運転
- 電子計算機室の一部空調の停止
- 個別空調の施設における執務室の集約等による冷房の一部停止
- 給排気設備の運転を一部抑制
- 二重窓の積極的採用、遮光シート類の導入及びブラインドの適切な調整の徹底
- スーパークールビズの実施
- 熱中症の予防や対策の周知

3 照明の抑制

- 手元照明の導入、蛍光灯の本数の間引き等により、業務に必要な最低基準としての照度を確保しつつ、照明を大幅に削減
- LED又はインバーター照明の積極的な導入
- トイレ等への人感センサー照明の導入

4 O A機器、その他の機器の使用の抑制

- パソコンの輝度調整、ピークシフトコントロール、省電力モード、スリープモードを最大限活用。不使用時のシャットダウンの徹底
- 卓上プリンタの稼働台数を各部局単位で2割以上削減し、稼働させる卓上プリンタ、複合機及びコピー機については、スリープモード等の節電機能を最大限活用
- 資料の配布部数の管理を徹底するなどにより余分なコピー及びプリント枚数の徹底した削減
- 厚生労働省施設等機関の研究所等において研究等の業務に用いる保管用フリーザーの削減、省エネ設計のフリーザーへの更新
- 出退庁表示機の原則使用停止
- スイッチ付きテーブルタップの導入
- コーヒーメーカー、電気ポット、電子レンジ、卓上扇風機の使用停止。冷蔵庫の大幅な集約化
- 暖房便座、温水洗浄便座の停止
- 冷水機の停止
- 自動販売機の消灯
- 入居販売店等への節電の協力要請

5 使用電力の監視システムの活用

- デマンド監視システムにより使用電力を監視し、目標値を超過する可能性が生じた場合には使用電力を一部停止

6 電力使用状況「見える化」の実施

- ピーク時間帯（9時～20時）における1時間毎の使用電力量を把握し、電子メールにより適宜職員へ周知

7 抑制効果

- 検証が可能な本項目における抑制効果としては、当省において最も電力使用量が多い厚生労働省本省（中央合同庁舎第5号館）では、「基礎的な電力使用の抑制」約180kW、「空調機械の抑制運転」約510kW、「照明の抑制」約360kW、「OA機器、その他の機器の使用の抑制」約250kWとなっている。

※ 厚生労働省本省における具体的取組とその削減見込みについては、試行、実施段階において、随時、追加や見直しを検討する。

第4 進捗管理の実施

- 厚生労働省に、官房長を本部長とする厚生労働省節電対策本部を設置し、各施設における節電対策の取り組み状況を確認・評価するとともに、必要に応じて節電対策のアドバイスをを行い、本実行計画の進捗を管理する

第5 所管独立行政法人等への依頼

- 所管の独立行政法人、特例民法法人等においても政府の節電実行計画の趣旨を踏まえた取組が行われるよう次のとおり要請を行うとともに、節電に関する情報提供等の必要な支援を実施
 - ・ 独立行政法人、特別民間法人、特別法人、特殊法人等に対しては、厚生労働省と同様の取組を要請
 - ・ 特例民法法人、健康保険組合、厚生年金基金及び国民年金基金に対しては、「政府の節電実行基本方針」に沿った取組を要請

1. 大口需要の施設（契約電力500kW以上）（※1）

（1）大口需要の施設では、原則として、政府目標（15%）を大幅に上回る25%以上の抑制を目指す。

施設名	基準電力値 (kW)	使用電力上限値 (kW)	目標値 (%)
中央合同庁舎第5号館(本省)	5184	3888	▲25%
厚生労働省上石神井庁舎(※2)	2765	2074	▲25%
国立医薬品食品衛生研究所	2562	1921	▲25%
国立保健医療科学院	1100	825	▲25%
国立感染症研究所(戸山庁舎)	2000	1500	▲25%
国立感染症研究所(村山庁舎)	2040	1530	▲25%
産業安全会館・安全衛生総合会館・女性就業支援センター	1700	1275	▲25%
国立社会保障・人口問題研究所(※3)	30	26 (23)	▲15% (▲25%)

（※1）500kW以上の需要施設の一部としての施設を含む。以下同じ。

（※2）厚生労働省上石神井庁舎については、電気事業法の制限緩和の対象となるデータセンターであるが、システム障害等の緊急時を除き25%抑制に取り組むものである。

（※3）国立社会保障・人口問題研究所については、テナント施設であることから、目標数値については検証可能な15%抑制とするが、25%抑制相当の節電対策に取り組むものである。

（2）電気事業法に基づく制限緩和が認められる施設であっても、厚生労働省としては、極力、高い目標を掲げて節電に取り組む。

施設名	基準電力値 (kW)	使用電力上限値 (kW)	制限緩和水準 (%)	目標値 (%)
国立障害者リハビリテーションセンター(※4)	3400	2720	0%	▲20%
国立療養所松丘保養園(※5)	581	552	0%	▲5%
国立療養所東北新生園(※5)	645	613	0%	▲5%
国立療養所栗生楽泉園(※5)	401	381	0%	▲5%
国立療養所多磨全生園(※5)	1114	1058	0%	▲5%
国立駿河療養所(※5)	502	477	0%	▲5%

（※4）障害者支援施設については削減率0%に制限緩和。

（※5）生命・身体の安全確保に不可欠な需要設備(医療施設)については削減率0%に制限緩和。

（3）大口需要の施設である民間ビル・合同庁舎への入居施設にあつては、目標をビル所有者が設定するものであるが、当該施設専有部分では、目標値にとらわれずできる限りの節電に取り組む。

（※6）ビル所有者に目標値を確認中であり、リストについては追って公表する。

2. 小口需要の施設（契約電力500kW未満）（※7）

（1）契約電力が500kW未満の小口需要の施設についても、可能な限り政府目標に5%～10%上積みし、25%又は20%の抑制を目指す。

（※8）小口需要の施設である民間ビルのテナント施設にあつては、20%となるよう検討中であり、施設数は暫定。確定版は追って公表する。

区分	施設名	目標値 (%)	施設数
B	国立感染症研究所(ハンセン病研究センター)	▲25%	1
C	厚生労働省白金台分室	▲25%	1
B	労働委員会会館	▲20%	1
B	地方厚生局	▲20%	9
B	都道府県労働局	▲20%	9
B	労働基準監督署	▲20%	19
B	公共職業安定所(付属施設を含む。以下同じ。)	▲20%	62

（※7）500kW未満の需要設備の一部としての施設を含み、50～500kWの需要施設及びその一部としての施設は区分B、50kW未満の需要施設及びその一部としての施設は区分Cとなる。

ただし、使用電力の大幅な抑制が困難な小規模施設にあつては、政府目標である15%の抑制を目指す。

○ 区分B 5施設

○ 区分C 116施設

(2) 電気事業法に基づく制限緩和が認められる施設と同種の施設であっても、厚生労働省としては、極力、高い目標を掲げて節電に取り組む。

区分	施設名	目標値 (%)	施設数
B	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局秩父学園	▲15%	1
B	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局伊東重度障害者センター	▲15%	1
B	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局塩原視力障害センター	▲15%	1
B	被災地に所在する都道府県労働局(岩手・宮城・福島を除く)(※9)	▲10%	2
B	被災地に所在する地方厚生局(岩手・宮城・福島を除く)(※9)	▲10%	1
B	被災地に所在する労働基準監督署(岩手・宮城・福島を除く)(※9)	▲10%	4
B	被災地に所在する公共職業安定所(岩手・宮城・福島を除く)(※9)	▲10%	9
C	被災地に所在する労働基準監督署(岩手・宮城・福島を除く)(※9)	▲5%	13
C	被災地に所在する公共職業安定所(岩手・宮城・福島を除く)(※9)	▲5%	20
B C	岩手・宮城・福島の都道府県労働局等(※9)	0%	17 ----- 32

(※9) 緊急かつ健全な復興を図るために特に必要と認められる需要施設であることから、制限緩和水準を設定。

(3) 合同庁舎入居施設にあっては、目標を管理官署が設定するものであるが、当該施設専有部分では、目標値にとらわれずできる限りの節電に取り組む。

(※10) ビル所有者に目標値を確認中であり、施設数については追って公表する。

(4) 無人施設にあっては、使用頻度が少なく、使用電力量が極めて小さいため目標設定の適用除外とする。

区分	施設名	施設数	適用除外とする理由
B C	検疫所(無人出張所)	6 ----- 5	使用頻度が少なく、使用電力量が極めて小さいため